

要請文

2026年5月18日

抗告人 みき

抗告人として要請したいことは、以下の3項目です。

1. 今生活の中で起きている不利益と社会の混乱と、法律を踏まえて判断して欲しい

原決定は、私や配偶者が受けている／受けうる不利益について一言も具体的に触れないまま、提出証拠に対する反論もせず、裁判官の個人的見解を、根拠を示すことなく、判断の基礎としました。具体的には以下の4点です。

- (1) 社会生活の実態と法令上の性別の取扱いが一致しないことで、私や社会にとってどんな不利益があるのか、具体的に何ら検討されませんでした。
- (2) 「性別変更を求める者の配偶者の権利利益の保護も必要」としながら、「婚姻の継続と夫の性別取扱い変更をともに求める」と陳述した私の配偶者の現実の「利益」を完全に無視したばかりか、それとは正反対の「配偶者の性別取扱いを求めない配偶者」という抽象的な架空の配偶者を捏造し、その「利益」を判断の根拠としています。
- (3) 私たちは法律上同性どうしカップルを婚姻制度から排除する現行の民法・戸籍法が憲法違反であることは、数多くの裁判例や国際法などの証拠で明らかにしてきました。原判決はそれらを無視し、何度も違憲と判断された同性カップルの排除を「公序」であると強弁し、判断の根拠にしました。
- (4) 離婚を迫られる不利益について「生殖腺除去要件による権利自由の侵害と比べて、その程度において質量ともに大きく異なっている」としていますが、質についても量についても具体的検討をしないまま、より軽い不利益として扱われました。根拠のない裁判官の個人的見解に過ぎません。

総じて、強引に合憲判断を導くがために、私や配偶者が陳述書や審尋で説明した事実関係を無視し、ねじ曲げられたといわざるを得ません。

2. 「自己喪失感」とも言うべき辛さを理解して欲しい

社会生活の実態と、法令上の性別の取扱いが不一致であることで生じる困難の数々については、家庭裁判所と高等裁判所に提出した陳述書に書いたとおりです。ここでは、その困難の積み重ねの結果生まれている自己喪失感に絞って説明します。

社会生活上、書類に「性別」の記載・選択を求められることは日常的にあります。その際「男女どちらを選んでも嘘をついている」という気持ちが襲ってきます。

自分自身も社会も私を「女性」と認識しているので、「男性」を選ぶと自分の認識や生活実態と異なる嘘をついていることになりますし、だからといって「女性」を選べば法令上の「書類」に対して嘘をついていることになります。

昨今では、「性別欄」に括弧書きで「戸籍上の」と注釈が入っているケースもしばしばあります。ですが、なぜ「戸籍上の」性別を尋ねるのか理由までは書かれていません。あたかも「戸籍上の性別」が「本当の性別」という前提があるかのようです。社会から「こっちは真面目にやってるんで、性自認みたいなフワフワしたいいい加減な遊びのやつ書いてくるなよ」というメッセージを突き付けられているような気持ちです。女性である自分は本当の存在ではないかのような、「私自身が偽者扱いされている」気持ちになります。

そして、「戸籍上の」性別で登録したとしても、その後窓口で手続きしようとする、「手続きする男性本人ではなく奥さんが窓口に来てしまった」など本人ではないと誤解されます。「本人であると認識されない」経験は、偽者と扱われているような虚しさを感じます。相手の求めるとおりに自分の情報を登録したにもかかわらず、です。

では「本物の私」はどこにいてしまうのでしょうか。

結果、「自分は何者でもない」「偽者である」との意識がつきまといます。「自己喪失感」とも言うべき気持ちです。ジェンダーアイデンティティという一側面に限ったことではなく、私が私であるという意味でのアイデンティティのすべてが崩壊してしまう思いです。

「そんなことくらい説明すれば済む」と感じられたとすれば、実態と書類で性別の乖離がないシスジェンダーゆえの誤解です。現実には、トランスジェンダーであると打ち明けることで揶揄中傷されるリスクがあります。そして、そのリスクを負って言葉を尽くして説明をし通用したとしても、私が私であると認識されるためにリスクの伴う説明が必要であり続けることが人生にどんな意味をもたらすか想像して欲しいです。常に自分にも社会にも嘘をついている感覚、あらゆる場面で偽者扱いされる感覚、自分が自分であると感じられない辛さは、「そんなことくらい」と軽く受け流して欲しくありません。

私はこの裁判を通じて「私を女性にして欲しい」と求めているわけではありません。今の職場では私がトランスジェンダーであることすら誰も知らず、私が自分の性別について何も言わなくても周囲が自然と「女性職員の一人」と認識しています。もう既に社会的に女性と認識され、存在そのものが女性でしかありません。その実態を書類に反映して欲しいといっているに過ぎません。

念のために述べておきますが、実態と書類の記載が一致するようになれば、社会にとっても有益です。私が何か手続きをする際に、本人確認をする相手も、書類の性別欄から想像される男性の人物像と相手の目の前にいる女性（つまり現実の私）の関係性を理解するのは難しく、混乱します。私の説明を聞き、思考を巡らせる時間と労力が生じます。生活実態どおりに私が私であるとスムーズに説明できるようになれば、他の人にとってもスムーズに物事が進みます。

3. 配偶者を失う恐怖、配偶者とはぐくむ未来を失う恐怖を理解して欲しい

法律上の結婚の意味とは何でしょうか。

提出済の証拠で示しているような、相続などの経済的な法的利益や、医療や居住移転での手続き上の法的利益などはもちろんのことですが、ここでは目に見えないけれども見逃すことができない意味についてお話しします。

妻と二人で時々、私の性別取り扱い変更のために法律婚を解消して法律上他人になった場合のことを想像します。やはり、ぽっかり穴が開いたような感じになるだろう、というところに行き着きます。

法律婚の制度がまだない時代でもそうであったように、「結婚」という社会的な制度は、単に人的な結合だけではなく、その二人、家庭をコミュニティが社会的に承認する、という意味があるように思います。

二人が安心して笑い合ったりしながら社会生活を送れるのは、国や社会から二人を見守ってくれる眼差しを感じられること、承認されている安心感という要素が大きいと思います。

そういう社会からの承認を失うわけですから、「私たちは社会にとっては偽物の家族なのか」と不安になり、ここでも自分を見失ってしまう、アイデンティティの危機を感じるのだらうと思います。

婚姻について定めている憲法 24 条 1 項は、「維持されなければならない」という言葉を使っています。二人が維持したいと願えば婚姻関係を維持できるのは憲法上の権利のはずです。それなのに、「自分も社会も混乱し不利益を受けるから、ジェンダーアイデンティティと社会生活の実態に戸籍上の表記も合わせて欲しい」と望むと、いとも簡単に婚姻関係の放棄を迫られます。

人が個人として尊重されとうたう憲法のもとで、離婚と性別のどちらを取っても自己喪失感、アイデンティティの危機に晒されるとは、一体どういう「罰」なのでしょう。

これまでの審判では、生活実態が円満なら「書類上の性別表記くらい」「離婚くらい」大した問題ではないだろうと軽んじられてきたように感じます。しかし、そんな表面的な簡単な問題ではなく、私自身だけでなく配偶者にとっても、自分が自分であると感じることすら危うくさせてしまう、生活と人生にとって重大な危機であることを、ぜひご理解ください。

以上